

「知的財産裁判所」に関する論点（15・12・05）
- 「知的財産高等裁判所」を中心として -

平成15年12月5日

- 1 特定の民事事件のみを扱う専門裁判所の在り方（理念・権限分配・創設要否等）との関連で、「知的財産高等裁判所（仮称）」の在り方について、どのように考えるか（別紙「各案において考えられる効果及び方策案」中の「基本的考え方」の「検討課題」参照）。
- 2 「知的財産高等裁判所（仮称）」に期待される機能について、どのように考えるか（別紙「各案において考えられる効果及び方策案」中の「看板効果」・「技術的な専門処理体制の充実化」の「検討課題」参照）。
- 3 東京高等裁判所から法的に独立した組織を創設する案（甲A案）を採用する場合、「知的財産高等裁判所（仮称）」の職分管轄の問題点とその解決策について、どのように考えるか（これまでの民事訴訟法改正の連続性及び一審の管轄との連続性について、どのように考えるか）（別紙「各案において考えられる効果及び方策案」中の「取り扱う事件」の「検討課題」参照）。
- 4 「知的財産高等裁判所（仮称）」の組織の在り方について、どのように考えるか。特に、通常裁判所とは異なる独立の専門裁判所を創設する案である甲A案及び東京高等裁判所内に独立の組織を創設する案である甲B案の憲法・法律上の問題点について、どのように考えるか（別紙「各案において考えられる効果及び方策案」中の甲A案・甲B案参照）。
- 5 実質的な「知的財産高等裁判所」を「知的財産高等裁判所（仮称）」と呼称する案（乙案）の問題点について、どのように考えるか（別紙「各案において考えられる効果及び方策案」中の乙案参照）。

各案において考えられる効果及び方策案

	甲案(法律上創設案)		乙案(事実上創設案)	検討課題
	A案	B案		
基本的考え方	いわゆる看板効果を目的として、東京高等裁判所から法的に独立した、高等裁判所と同等の組織の「知的財産高等裁判所(仮称)」を創設し、知的財産関連訴訟を控訴審段階で専属的に取り扱う。	いわゆる看板効果を目的として、東京高等裁判所内に法的に独立した組織の「知的財産高等裁判所(仮称)」を創設し、東京高等裁判所の知的財産権専門部で集中的に取り扱っている知的財産関連訴訟を取り扱う。	今般の民事訴訟法改正により知的財産関連訴訟を東京高等裁判所の知的財産権専門部で集中的に取り扱うことで実現された実質的な「知的財産高等裁判所」を、いわゆる看板効果を目的として、「知的財産高等裁判所(仮称)」と呼称する。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門裁判所を設立する理念や他の専門分野を取り扱う裁判所の創設の可否等についてどう考えるか。 ・看板効果として具体的にどのような効果が考えられるか。 ・今般の民事訴訟法改正による効果に加えて、看板効果のほかにどのような効果が必要か。
看板効果(アナウンスメント効果)	比較的大きいか。	比較的大きいか。	比較的小さいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性を高めることと、それによって使い勝手等の紛争解決のための機能が低下することとの相関関係についてどう考えるか。 ・アナウンスメント効果に差がないとの指摘をどう考えるか。
技術的な専門処理体制の充実化	技術的素養を有する裁判官を集中的に配置する。 専門委員(平成15年民事訴訟法改正)を積極的に活用する。 裁判所調査官の権限を拡大する(司法制度改革推進本部において検討中)。	同左	同左	
取り扱う事件(管轄,司法アクセス等)	硬直的著作権等に関する事件を取り扱うことは難しいか。	柔軟(現在の東京高裁の知的財産権専門部(平成15年民事訴訟法改正)と同様)著作権等に関する事件も取り扱うことができる。	同左(B案と同じ)	管轄の制度設計如何により、権利救済が遅延したり、司法アクセスに制約が生じたりする等、現行制度よりも紛争解決のための機能が低下することをどう防止するか。
判断統一効果	5人合議制(平成15年民事訴訟法改正)	同左	同左	

注1)仮に知的財産高等裁判所をいわゆる「技術裁判官」の導入の基盤とする場合には、看板効果だけではなく、このいわゆる「技術裁判官」の導入については、司法制度の根幹にかかわることであり、メリット、デメリット等について慎重な検討を要すると思われる。なお、仮にいわゆる「技術裁判官」の導入の基盤とした場合であっても、管轄については同じ課題が残ることになる。

注2)A案とB案は、11月28日の知的財産戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会(第3回)で、知的財産戦略推進事務局から提示された案(事務局配布資料「知的財産高等裁判所の創設について」13頁参照。)である。B案は、独立の「裁判所内裁判所」を認め、かつ、法律で創設することを定めるものである。B案は、いわば「企業内カンパニーの裁判所版」と理解できる。

注3)各案における組織の名称については要検討。

補 足 論 点

平成15年12月5日

1 「知的財産高等裁判所（仮称）」の設立理念について

どのような理念で高等裁判所を設置すべきか。

- (1) 特定の事件のみを専門に取り扱う裁判所（専門裁判所）の創設の理念の在り方について、どのように考えるか。また、この理念を考えるにあたり、例えば、裁判所の専門的処理体制の充実・強化、利用者たる国民の利便性の確保、司法行政機能の強化などについて、どのように考えるか。また、他分野（例えば、労働、行政等）の事件を専門的に取り扱う裁判所の創設の要否等について、どのように考えるか。
- (2) 通常裁判所と専門裁判所との間における司法権の分配と国民の司法アクセスとの相関関係について、どう考えるか。専門裁判所を設けるほど通常裁判所との間の権限分配の関係はより一層複雑となるので、国民の司法アクセスを阻害しない制度設計はどうすべきか。
- (3) これらを踏まえ、侵害訴訟等の控訴審段階での専門裁判所であり、審決取消訴訟等の第一審裁判所である「知的財産高等裁判所（仮称）」の創設の理念について、どのように考えるか。
- (4) 上記(3)の理念を踏まえ、「知的財産高等裁判所（仮称）」の創設に当たり具備すべき要件をどのように考えるか。

2 「知的財産高等裁判所（仮称）」の機能について

「知的財産高等裁判所（仮称）」に期待される機能としては、技術的な専門処理体制の充実、審理の迅速化、いわゆる看板効果（アナウンスメント効果）が指摘されている。そこで、以下の論点についてどのように考えるべきか。

- (1) 上記の方策として、技術的素養を有する裁判官の集中的な配置、専門委員の積極的な活用、裁判所調査官の権限の拡大（現在検討中）、司法行政権（人事、予算に関する権限）の付与が挙げられるが、このほかに検討すべき点としては、どのようなものがあるか。
- (2) 上記について、独立性の高い組織の創設が紛争の迅速な解決に資することではなく、むしろ、後記3のとおり事件の取扱いが硬直的になる結果、事件処理が遅延するとの考え方について、どのように考えるか。
- (3) 上記については、「知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする」と言われているところ、この「知的財産重視という国家政策」の具体的な内容について、どのように考えるか。また、組織の独立性を高めてもアナウンスメント効果は変わらないとの指摘もあるところ、独立性の高い組織の創設とアナウンスメント効果との関係について、どのように考えるか。

3 取り扱う事件（管轄・司法アクセス等）について

- (1) 職分管轄は「種々の相異なる裁判事務を機能を異にする裁判所の間配分する定め」であり、「知的財産高等裁判所（仮称）」の職分管轄の問題は、知的財産事件の専門裁判所が通常裁判所に代わってどの範囲の知的財産事件を担当するのかという問題であるところ、その結果、専門裁判所で扱う事件は通常裁判所では扱えないことについて、どのように考えるか。
 - (2) 「知的財産高等裁判所（仮称）」を東京高裁から独立した組織とすると、上記(1)の職分管轄の問題が生じ、例えば、地域密着型の事件が多いと言われている著作権等事件については、専門性や地域性に応じて、「知的財産高等裁判所（仮称）」での事件処理をしたり本来の管轄裁判所へ移送したりするなどの柔軟な取扱いができなくなる。その他の事件も同様であり、事件の取扱いが硬直的になると、権利救済が遅延したり、司法アクセスに制約が生じたりするなど、現行制度よりも紛争解決のための機能が低下することになるとする考え方について、どのように考えるか。
 - (3) 知的財産訴訟の機能強化という観点から、平成8年、平成15年の民訴法改正においては、知財専門部の最大限の活用という観点から法改正も行われてきたが、東京高裁から独立した組織とすると、これまでの法改正の方向と連続性が失われること及び侵害訴訟を担当する一審の管轄との連続性を維持することが困難であるとの考え方について、どのように考えるか。
 - (4) 上記(2)及び(3)の弊害を回避するための管轄の制度設計の在り方について、どのように考えるか。
- 4 「知的財産高等裁判所（仮称）」の組織の在り方について
- (1) 上記2を踏まえ、「知的財産高等裁判所（仮称）」に期待される機能とその組織の在り方について、どのように考えるか。特に、通常裁判所とは異なる独立の専門裁判所を創設することの憲法・法律上の問題点について、どのように考えるか。
 - (2) 上記(1)の組織の在り方を踏まえ、「知的財産高等裁判所（仮称）」の裁判権の範囲について、どう考えるか。
 - (3) 今般の民事訴訟法により実現された実質的な「知的財産高等裁判所」を「知的財産高等裁判所（仮称）」と呼称する案の問題点について、どのように考えるか。